

(3) 市等から依頼される、承諾・確認等の必要な業務

業務名		自治会長等の報告	
担当部課係	自治会連合会事務局	TEL: 63-2260	
概要	自治会長、自治会加入世帯数、表彰該当者などを報告する。		
依頼先	単位自治会長		
自治会長等が行うこと	<ul style="list-style-type: none"> ●自治会連合会からの通知が届いたら、下記について報告する。 ① 新年度の自治会長等の氏名、住所、連絡先、任期 ② 自治会加入世帯数 ③ 表彰該当者 		
頻度	年に1回	時期	3月～4月
根拠法令等	鹿沼市自治会連合会表彰規程 等		

業務名		自治会協議会長・連合会理事の報告	
担当部課係	自治会連合会事務局	TEL: 63-2260	
概要	自治会（連絡）協議会長、連合会理事を報告する。		
依頼先	自治会（連絡）協議会長		
自治会長等が行うこと	<ul style="list-style-type: none"> ●自治会連合会からの通知が届いたら、下記について報告する。 ① 新年度の自治会（連絡）協議会長の氏名 ② 連合会理事の氏名 		
頻度	年に1回	時期	3月～4月
根拠法令等	内規（自治会等の事項を報告する事務の性質による）		

業務名		広報等配布業務	
担当部課係	秘書室 広報広聴係	TEL: 63-2128	
概要	市広報紙および同時配送物を自治会員に配布する。		
依頼先	単位自治会長・各自治会の広報担当者など		
自治会長等が行うこと	<ul style="list-style-type: none"> ●配送事業者から配送された市広報紙及び同時配布物を自治会員に配布する。 ●年度途中で部数や配送先に変更があった場合は、随時、市へ連絡する。 		
頻度	年に12回程度	配布時期	毎月25日ごろ
根拠法令等	鹿沼市行政協力事務取扱要綱		

業務名	国勢調査の調査員推薦		
担当部課係	総合政策部 デジタル政策課 統計係	TEL： 63-2256	
概要	国勢調査の調査員を推薦する。		
依頼先	単位自治会長		
自治会長等が行うこと	<ul style="list-style-type: none"> ●市からの依頼を受け、調査員を推薦する。 ●推薦書に署名・押印する。 		
頻度	5年に1回	次回推薦	令和7年4月頃
根拠法令等	総務省統計局の選考方法に基づく		

業務名	移住支援補助金の支給要件の確認		
担当部課係	総合政策部 地域課題対策課 地域課題対策係	TEL： 63-2226	
概要	移住支援補助金の申請者（東京圏からの移住者）の自治会加入状況の確認		
依頼先	単位自治会長		
自治会長等が行うこと	<ul style="list-style-type: none"> ●申請日時点で自治会へ加入している場合、申請者が持参した確認書に自治会長の署名又は押印を行う。 		
頻度	市内で年10件程度	時期	随時
根拠法令等	鹿沼市移住支援補助金交付要綱		

業務名	戸別受信機の引継ぎ		
担当部課係	総合政策部 危機管理課 危機管理係	TEL： 63-2158	
概要	鹿沼市防災情報伝達システムの戸別受信機を後任の方に引き継ぐ。		
依頼先	戸別受信機の貸与を受けている自治会長・副自治会長 ※希望者のみに配布済み		
自治会長等が行うこと	<ul style="list-style-type: none"> ●役職が変更となる場合は、後任の方に引き継ぐ。 ●引き継いだ場合は、市に変更の届出を行う。 		
頻度	年に1回程度	時期	役員交代時
根拠法令等	鹿沼市防災情報配信システム戸別受信機の貸与に関する要綱		

業務名	認可地縁団体 告示事項・規約変更		
担当部課係	市民部 協働のまちづくり課 コミュニティ推進係	TEL： 63-2240	
概要	代表者や規約（会則）を変更する場合、市に届け出る。		
依頼先	認可を受けている自治会・支部の代表者		
自治会長等が行うこと	<ul style="list-style-type: none"> ●自治会長（支部長）や事務所の所在地等が変更になる場合は、告示事項変更届を市へ提出する。 ●自治会等の規則（会則）を変更する場合は、総会を実施する前に、変更案を市へ提出し、確認してもらう。総会を開催し、変更の承認を得たら、規約変更届を市へ提出する。 		
頻度	年に1回	時期	2月～4月
根拠法令等	地方自治法		

業務名	防犯灯新設要望		
担当部課係	市民部 協働のまちづくり課 コミュニティ推進係	TEL： 63-2240	
概要	防犯灯の新設要望を取りまとめ、要望書等を提出する。		
依頼先	単位自治会長		
自治会長等が行うこと	<ul style="list-style-type: none"> ●市からの通知を受け、地区内の新設要望を取りまとめる。 ●要望するときは、優先順位をつける。 ●要望書には位置図、電柱番号、電気料支払者番号、土地所有者からの設置同意書等を添付して市へ提出する。 		
頻度	年に1回	時期	5月～11月
根拠法令等	鹿沼市防犯灯の設置及び管理に関する要綱		

業務名	人権擁護委員の候補者の選出		
担当部課係	市民部 人権・男女共同参画課 人権推進係	TEL: 63-8351	
概要	人権擁護について理解のある候補者を選出する。		
依頼先	自治会（連絡）協議会長		
自治会長等が行うこと	<ul style="list-style-type: none"> ●委員の任期満了等に伴い地区の推薦が必要となる場合、市から該当の自治会（連絡）協議会へ選出依頼が届くため、候補者の選定を行う。 ●人権擁護委員候補者名簿を市へ提出する。 ●欠員がでた場合も、同様に後任の候補者を推薦する。 		
頻度	改選：3年に1回 欠員補充：随時	次回推薦	地区ごとの改選時
根拠法令等	人権擁護委員法		

業務名	避難行動要支援者名簿の更新		
担当部課係	保健福祉部 厚生課 地域福祉係	TEL: 63-2257	
概要	災害に備え、地域の要支援者を地域と市で把握（名簿を作成）する。		
依頼先	単位自治会長		
自治会長等が行うこと	<ul style="list-style-type: none"> ●毎年、避難行動に支援が必要な方の名簿を修正する。 ●名簿は2部、同じ内容で更新し、1部は自治会保存、1部は市へ提出する。 ●新規登録者は新たに避難支援個別プラン（ピンク色の用紙）を作成する。 		
頻度	年1回	時期	7月～10月ごろ
根拠法令等	災害対策基本法		

業務名	民生委員・児童委員候補者の推薦		
担当部課係	保健福祉部 厚生課 地域福祉係	TEL: 63-2257	
概要	民生委員・児童委員を協議会長へ推薦する。		
依頼先	単位自治会長		
自治会長等が行うこと	●推薦調書を作成し、協議会長に提出する。		
頻度	改選：3年に1回 欠員補充：随時	次回推薦	令和7年6月ごろ
根拠法令等	民生委員法等		

業務名	民生委員・児童委員候補者及び主任児童委員の推薦		
担当部課係	保健福祉部 厚生課 地域福祉係	TEL: 63-2257	
概要	民生委員・児童委員及び主任児童委員を推薦する。		
依頼先	自治会（連絡）協議会長		
自治会長等が行うこと	<ul style="list-style-type: none"> ●民生委員・児童委員：地区内の推薦調書を取りまとめて市に提出する。 ●主任児童委員：推薦書を作成し、市に提出する。 		
頻度	改選：3年に1回 欠員補充：随時	次回推薦	令和7年6月ごろ
根拠法令等	民生委員法等		

業務名	みまもり隊員候補者の推薦		
担当部課係	保健福祉部 厚生課 地域福祉係	TEL: 63-2257	
概要	みまもり隊員を地区福祉活動（コミュニティ）推進協議会長へ推薦する。		
依頼先	単位自治会長		
自治会長等が行うこと	●自治会長と民生委員・児童委員にて協議の上、地区福祉活動（コミュニティ）推進協議会長へ隊員を推薦する。		
頻度	任命期間：地区ごとに定められている。	次回推薦	地区ごとの改選時
根拠法令等	鹿沼市みまもり隊活動事業実施要領		

業務名	みまもり隊員候補者の任命		
担当部課係	保健福祉部 厚生課 地域福祉係	TEL: 63-2257	
概要	みまもり隊を任命し、市へ報告する。		
依頼先	地区福祉活動（コミュニティ）推進協議会長		
自治会長等が行うこと	●自治会長等から推薦された隊員を任命し、市へ報告書を提出する。		
頻度	任命期間：地区ごとに定められている。	次回推薦	地区ごとの改選時
根拠法令等	鹿沼市みまもり隊活動事業実施要領		

業務名	きれいなまちづくり推進員の選任		
担当部課係	環境部 環境課 環境保全係	TEL: 65-1064	
概要	「きれいなまちづくり推進員」の選任に関して、自治会長が推薦する。		
依頼先	単位自治会長		
自治会長等が行うこと	●推進員を探して推薦書を作成し、市へ提出する。		
頻度	改選：2年に1回 欠員補充：随時	次回推薦	令和7年1月ごろ
根拠法令等	鹿沼市きれいなまちづくり推進条例		

業務名	再生可能エネルギー発電設備設置に係る近隣住民等への説明会への参加等		
担当部課係	環境部 環境課 環境保全係	TEL： 65-1064	
概要	許可申請が必要な設置事業において、事業者が実施する説明会へ参加する。		
依頼先	単位自治会長		
自治会長等が行うこと	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者からの説明会（会場、日時など）の相談受付 ●事業内容の確認（説明会への参加など）や地元意見の集約 		
頻度	市内で年10件程度	時期	随時
根拠法令等	鹿沼市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備の設置事業との調和に関する条例		

業務名	法定外公共物等占用許可申請・法定外公共物工事実施承認申請に関する同意		
担当部課係	都市建設部 維持課 路政係	TEL: 63-2208	
概要	認定外道路及び管理者のいない普通河川（水路）において、電柱設置や合併浄化槽処理水放流等の占用や掘削などの工事を行う際、業者からの説明を受け、現況の使用状況及び工事の概要について確認する。		
依頼先	単位自治会長		
自治会長等が行うこと	<ul style="list-style-type: none"> ●利害関係人として占用許可または工事実施に関する同意書に署名、自治会長印を押印する。※自治会長印がない場合は個人印を押印する。 		
頻度	市内で年10件程度	時期	随時
根拠法令等	鹿沼市法定外公共物管理条例		

業務名	用途廃止申請に関する同意		
担当部課係	都市建設部 維持課 路政係	TEL: 63-2208	
概要	認定外道路及び普通河川（水路）としての用途を廃止し、普通財産として売り払う場合や、都市計画法第32条により開発区域内に認定外道路や普通河川を編入しようとする場合、業者からの説明を受け、現況の使用状況及び工事の概要について確認する。		
依頼先	単位自治会長		
自治会長等が行うこと	<ul style="list-style-type: none"> ●認定外道路及び普通河川の用途廃止に関する同意書又は地区編入に関する同意書に署名、自治会長印を押印する。※自治会長印がない場合は個人印を押印する。 		
頻度	市内で年5件程度	時期	随時
根拠法令等	鹿沼市法定外公共物管理条例、都市計画法		

業務名		災害時等の道路復旧作業にかかる協力者謝礼金の受け取り	
担当部課係	都市建設部 維持課 道路河川1係、2係	TEL: 63-2222 63-2213	
概要	災害時等において、地域住民が重機を用いて市が管理する道路の復旧作業を行った場合、代表として自治会長が謝礼金を受け取り、協力者へ配布する。		
依頼先	単位自治会長		
自治会長等が行うこと	●申請書に署名、認印又は会長印を押印し、申請者一覧表を添付して市へ提出する。		
頻度	市内で年5箇所程度	時期	随時
根拠法令等	鹿沼市災害復旧等協力者謝礼金支給要綱		

業務名		砂利配車の申請	
担当部課係	都市建設部 維持課 道路河川1係、2係	TEL: 63-2222 63-2213	
概要	鹿沼市が管理する道路に砂利の配車を希望する場合、申請書を提出する。		
依頼先	単位自治会長		
自治会長等が行うこと	●申請書に署名、認印または会長印を押印して市へ提出する。		
頻度	市内で年20箇所程度	時期	随時
根拠法令等	内規（地元自治会からの要望の内容確認）		

業務名		道路工事等の同意	
担当部課係	都市建設部 維持課 道路河川1係、2係	TEL: 63-2222 63-2213	
概要	市が管理する道路の各種工事に関して、境界線の有無に関わらず、現在使用されている幅で工事を自治会長等が行うことについて同意する。		
依頼先	単位自治会長		
自治会長等が行うこと	●同意書に署名、認印または会長印を押印し、市へ提出する。		
頻度	市内で年10箇所程度	時期	随時
根拠法令等	内規（地元自治会からの要望の内容確認）		

業務名	交通安全施設設置の要望		
担当部課係	都市建設部 維持課 道路河川1係、2係	TEL: 63-2222 63-2213	
概要	カーブミラーや区画線等の交通安全施設の設置を希望する場合、代表者として自治会長が要望書を提出する。		
依頼先	単位自治会長		
自治会長等が行うこと	●要望書に署名、認印または会長印を押印し、市へ提出する。		
頻度	市内で年20箇所程度	時期	随時
根拠法令等	内規（地元自治会からの要望の内容確認）		

業務名	景観重要建造物・樹木の指定への同意		
担当部課係	都市建設部 都市計画課 都市計画係	TEL: 63-2209	
概要	個人や関係団体が応募する際、自治会長が同意する。		
依頼先	単位自治会長		
自治会長等が行うこと	●応募用紙の同意欄に署名、会長印を押印する。		
頻度	年に1回	時期	8月ごろ
根拠法令等	鹿沼市景観条例		

業務名	空家等実態調査に伴う事前情報提供		
担当部課係	都市建設部 建築課 空き家対策係	TEL: 63-2243	
概要	町内の空き家の現状及び新たな空き家情報を市へ提供する。		
依頼先	単位自治会長		
自治会長等が行うこと	●可能な範囲での空き家情報を確認し、市へ情報提供を行う。		
頻度	各地区5年に1回（年3～4地区ずつ）	時期	
根拠法令等	鹿沼市空家等対策の推進に関する条例		

業務名	芝焼き		
担当部課係	経済部 農政課 農産振興係	TEL： 63-2192	
概要	芝焼き実施に伴う届出を行う。		
依頼先	単位自治会長		
自治会長等が行うこと	<ul style="list-style-type: none"> ●市が行う芝焼き意向調査に回答する。 ●実施する場合は、鹿沼市病虫害防除自治会連絡協議会（以下、協議会）に加入し、総会に出席する。※協議会は、芝焼きを実施する自治会で構成する。 ●協議会事務局（市）へ届出書（事務局用と消防本部の2種類）を提出する。 ●協議会事務局（市）へ負担金（火災保険料）を納付する。 ●近隣住民への周知を徹底し、消防本部からの注意事項を厳守し、各自治会の責任で芝焼きを実施する。 		
頻度	年1回	時期	9月～2月
根拠法令等	鹿沼市病虫害防除自治会連絡協議会規約		

業務名	日本赤十字社の社資募集		
担当部課係	鹿沼市社会福祉協議会	TEL: 65-5191	
概要	日本赤十字社社資（募金）の募集活動		
依頼先	単位自治会長		
自治会長等が行うこと	<ul style="list-style-type: none"> ●各世帯から社資（募金）を集めて、社会福祉協議会に提出する。 ●併せて、集めた世帯数も報告する。 		
頻度	年1回	時期	5月ごろ
根拠法令等	日本赤十字社法		